

府食第677号
令和3年12月8日

農林水産大臣
金子 原二郎 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和3年12月1日付け3消安第4531号により食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（ティーエスブイ2）については、平成25年4月1日付け府食第252号により本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとの食品健康影響評価の結果を通知している。また、今般の再審査において、本製剤の安全性を懸念させる研究報告及び副作用は認められなかったことから、本製剤の再審査については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。